

福岡県公報

平成22年1月8日
第3059号

目次

告示(第30号-第47号)

保安林予定森林の所在場所等 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(森林保全課) 1
	(中小企業振興課) 2
公共測量の実施	(県土整備総務課) 2
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) 3
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) 3
生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課) 4
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 5
道路の区域の変更	(道路維持課) 5
道路の供用の開始	(道路維持課) 5
道路の区域の変更	(道路維持課) 6
福岡県の特産工芸品の指定の解除	(中小企業振興課) 6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
公 告		
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(福祉総務課) 6

選挙管理委員会

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) 7

県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数 (市町村支援課) 7

県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) 7

告 示

福岡県告示第30号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
糸島市二丈福井字陣ノ尾508、字大久保534の1、534の2、558
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第31号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第32号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（平成21年度地盤沈下観測調査一級水準測量事業）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市、大牟田市、大川市、筑後市、みやま市、三潁郡大木町	平成22年1月4日から 平成22年3月23日まで

福岡県告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区

の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
椎田土地改良区	平成21年12月24日

福岡県告示第34号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字上須恵字平原28番1、28番17、42番3、42番8、42番10、42番11、42番13及び42番16から42番19まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡須恵町大字上須恵字川原63番地5
宗教法人根本山宝満堂 代表役員 山下 英子

福岡県告示第35号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市吉松一丁目550番1、550番4、550番5及び551番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市向佐野四丁目3番8号
簀原 ハツネ

福岡県告示第36号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市天神山1丁目16番、17番、18番1及び18番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市上白水7丁目146番地
八尋 チトセ

福岡県告示第37号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市多田字重見88番132から88番161まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
飯塚市仁保232番地7
高栄土地開発株式会社 代表取締役 縄手 鈴枝

福岡県告示第38号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所

糸島市二丈鹿家字大工川964から967まで、997

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
大野介歯122	わに歯科医院	大野城市白木原3丁目10-20	21・9・28	居管
鞍介歯69	くらて歯科医院	鞍手郡鞍手町大字中山2395-1	21・8・1	居管・予居管
京介歯95	さかき歯科医院	京都郡みやこ町豊津359-6	21・11・1	居管・予居管

粕介薬133	サンアイ調剤薬局 志免店	糟屋郡志免町志免東3丁目 208-1	21・12・1	居管・予居管
福津介薬17	石津中央薬局	福津市中央3丁目9-1	21・11・1	居管・予居管
中介薬31	ロック調剤薬局	中間市中鶴4丁目9-6	21・11・1	居管・予居管
大野居48	訪問看護ステーション 東風	大野城市川久保2丁目8-1	21・11・1	訪看・予訪看
田居156	ひな訪問看護ステーション	田川市春日町13-29	21・12・1	訪看・予訪看
大居190	中友デイサービス	大牟田市大正町2丁目5-12	21・11・1	通介・予通介
行居75	アップルハート京 築訪問入浴センタ ー	行橋市大字道場寺1620-1	21・11・1	訪入・予訪入
中居53	ヘルパーステーション ピオラ	中間市扇ヶ浦1丁目14-1	21・10・1	訪介・予訪介
中支18	ケアプランセンタ ーヒルズ	中間市扇ヶ浦1丁目14-1	21・11・1	居支
小居29	グループホーム幸	小郡市寺福童開畑道東949-40	21・11・13	認共
宰居42	デイサービスセン ター梅の里	太宰府市石坂1丁目21-3	21・8・1	通介
宰居43	ヘルパーステーシ ョン梅の里	太宰府市石坂1丁目21-3	21・8・1	訪介
宰支15	ケアプランサービ ス梅の里	太宰府市石坂1丁目21-3	21・11・1	居支
宰居41	ハートフルヘルパ ーステーション	太宰府市観世音寺1丁目18-29	21・11・1	訪介・予訪介
粕居84	特定非営利活動法 人イージーハウス	糟屋郡志免町大字別府507-3	21・11・1	通介・予通介
京生介老7	介護老人保健施設 御所	京都郡みやこ町勝山松田 1133	21・11・1	通り・短療・ 老保・予通り ・予短療

遠介福1	特別養護老人ホー ムまつかぜ荘	遠賀郡芦屋町緑ヶ丘2-2	21・11・1	短生・老福・ 居支・予短生
遠居26	デイサービスセン ター海老津園	遠賀郡岡垣町大字海老津708-3	21・12・1	通介・予通介

福岡県告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻 生 渡

所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北介療11	八尋整形外科 医院	糟屋郡志免町大字別府 135-17	糟屋郡志免町別府1丁 目1-6	20・10・31
像介薬31	まんまる薬局 東郷調剤セン ター店	宗像市田熊4丁目3-29	宗像市田熊4丁目2-5	21・11・30
福岡生介 老4	介護老人保健 施設あじさい	筑紫郡那珂川町大字下 梶原448-1	筑紫郡那珂川町下梶原 2丁目6-1	21・10・26
福支9	ねむのき	筑紫郡那珂川町大字下 梶原字瀬戸458-1	筑紫郡那珂川町下梶原 2丁目6-3	21・10・26
筑紫地居 2	生涯介護付マ イホームこで まり	筑紫郡那珂川町大字下 梶原字瀬戸446-1	筑紫郡那珂川町下梶原 2丁目6-2	21・10・26

福岡県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
京介歯61	医療法人榊歯科医院	京都郡みやこ町豊津字錦町359 - 6	21・10・31

福岡県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	玄 海 田 島 線 福 間	前	宗像市田島2081番1先から 福津市勝浦2710番1先まで	10.0 ～ 31.6	226.0
			後	同上	12.0 ～ 38.0	

福岡県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	若 宮 玄 海 線	前	宮若市山口1287番4先から 同市山口710番2先まで	13.5 ～ 18.0	157.0
			前	同上	14.0 ～ 19.6	
			後	同上	13.5 ～ 18.0	157.0

福岡県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年1月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

直方	若宮線 玄海線	宮若市山口639番4先から 同市山口710番1先まで
----	------------	-------------------------------

福岡県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	内 籬 住 栗 線	前	糟屋郡篠栗町大字内住 4156番13先から 同郡同町大字内住4156番 13先まで	9.4 ～ 10.1	27.0
			後	同上	9.6 ～ 26.1	27.0
八女	県道	江 筑 島 後 線	前	筑後市大字若菜1074番6 先から 同市大字和泉84番1先ま で	2.6 ～ 7.5	130.0
			後	同上	5.0 ～ 9.2	130.0

福岡県告示第46号

福岡県の特産工芸品の指定を次のように解除したので告示する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

指定の解除に係る特産工芸品の名称	解除理由
博多絞	製造中止
広川下駄	製造中止
手吹きガラス	製造中止
筑前ブンブン凧	製造中止

福岡県告示第47号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市山隈字柳347番13
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市山隈347番地6
香月 学

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

平成22年1月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 意見を募集しなかった理由
本細則は、災害救助法の実施について、所要の規定を定めるものですが、平成22年

1月1日の市町村の合併に伴い、災害救助に関する事務を処理する救助班の管轄区域の表記について改正を行うことから、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定（他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として施行規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき。）に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成22年1月8日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成21年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年1月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

82,117

福岡県選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成21年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年1月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

750,967

福岡県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成21年12月2日現在の選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年1月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,253
北九州市小倉北区	49,743
北九州市小倉南区	57,707
北九州市若松区	23,725
北九州市八幡東区	20,577
北九州市八幡西区	69,758
北九州市戸畑区	17,264
福岡市東区	73,918
福岡市博多区	54,499
福岡市中央区	46,466
福岡市南区	66,102
福岡市城南区	32,822
福岡市早良区	55,760
福岡市西区	49,592
大牟田市・三池郡	39,464
久留米市	63,120
直方市	16,248
飯塚市	21,595

田川市	14,022
柳川市	10,732
甘木市	11,190
八女市	10,275
筑後市	12,899
大川市	10,640
行橋市	19,446
中間市	12,903
小郡市・三井郡	24,404
筑紫野市	26,654
春日市・筑紫郡	40,936
大野城市	24,784
宗像市	25,505
太宰府市	18,697
前原市・糸島郡	26,898
古賀市	15,399
糟屋郡	55,956
宗像郡	15,609
遠賀郡	26,796
鞍手郡	16,179
嘉穂郡・山田市	31,062
朝倉郡	13,496
浮羽郡	14,483
三潁郡	11,874
八女郡	14,571
山門郡	16,991
田川郡	24,576
京都郡	15,421

築上郡・豊前市

17,605